

鹿屋市水道事業及び下水道事業庁用自動車管理規程の一部を改正する規程

鹿屋市水道事業及び下水道事業庁用自動車管理規程（平成24年水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「点検」を「運行点検」に、「により」を「に入力して」に改め、「あらかじめ」及び「記載することに」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「運行ごとに運行状況を運転日誌に記載し」を「運行ごとに運行点検結果及び運行状況を自動車管理システムに入力し」に改め、同項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、当該所属に係る庁用自動車の運行点検及び運行状況の管理を運転日誌により行う場合は、運転者は、運行ごとに庁用自動車の運行点検結果及び運行状況を運転日誌に記載し、所属課長に報告しなければならない。

第4条第4項削る。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第8条関係）

その1

自動車事故等報告書

事故等発生年月日			年 月 日（ ） 時 分頃
事故発生（違反）場所			
事故 に よ る 損 害 等	職 員	職 ・ 氏 名	
		物 損 の 程 度	
		人 身 に 与 え た 損 害 程 度	
	相 手	住所・氏名・年齢	
		物 損 の 程 度	
		人 身 に 与 え た 損 害 程 度	
事故（違反）の概要			
事故発生（違反）後の措置			
備 考			

注 1 この報告書に事故発生時の現場略図、写真等を添付すること。

2 行政処分、刑事処分及び示談結果は、判明の都度処分等報告書により報告すること。
上記のとおり報告します。

年 月 日

所属課長氏名

印

鹿屋市水道事業・下水道事業
鹿屋市長 様

その2

項 目		職 員	相 手
住所・氏名等	氏 名		
	住 所		
	年 齢		
	電 話 番 号		
	勤 務 先		
	同 乗 者		
事故車両	車 種		
	車 両 番 号		
	自 賠 責 保 険		
	任 意 保 険		
現場の状況	道 路 幅 員	m	m
	信 号 機	有 ・ 無	有 ・ 無
	横 断 歩 道	有 ・ 無	有 ・ 無
	ス リ ッ プ 痕	有（長さ m）・無	有（長さ m）・無
	一 時 停 止	有 ・ 無	有 ・ 無
	中 央 線	有 ・ 無	有 ・ 無
過失	警 察 へ の 届 出	済 ・ 未 (理由：)	
	過 失 の 有 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	状況から判断しての程度	%	%
	各 々 の 言 い 分		
目撃者の話	住 所		
	氏 名		
現場立会者氏名			

その3

項 目		職 員	相 手
現 場 略 図	転 倒 位 置		
	衝 突 地 点		
	道 路 線 名 等		
車 両 の 衝 突 箇 所 図			
そ の 他			

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。